

佐野市林業者育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市の林業及び木材産業の振興を図るため、林業に必要な安全教育及び技能講習の受講並びに林業の安全に資する装備に要する費用に対し市が予算の範囲内で交付する林業者育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、佐野市補助金等交付規則（平成17年佐野市規則第60号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自伐林家 自己所有の森林において自ら施業する者をいう。
- (2) 自伐型林業者 自己所有の森林以外の森林において、委任を受けて継続的に、森林の経営及び施業を自ら行う者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市の区域内に居住し、又は主たる事業所を有する者であって、次の各号のいずれかの要件に該当するものとする。ただし、市税（佐野市税条例（平成17年佐野市条例第63号）、佐野市都市計画税条例（平成17年佐野市条例第64号）又は佐野市国民健康保険税条例（平成17年佐野市条例第65号）の規定により課された全ての市税をいう。）に滞納がある者は、補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部の会員の内、業務の態様が素材のみで登録されていること。
- (2) 自伐林家にあっては、造林、伐採搬出等の現場作業に従事する者又は造林、伐採搬出等を計画している者であること。
- (3) 造林、伐採搬出等の現場作業に従事する自伐型林業者であって、造林、伐採搬出等を計画しているものであること。
- (4) 森林法（昭和26年法律第249号）第11条第5項に規定する市の森林経営計画の認定を受けた者であって、栃木県の造林補助金等を自らの名前で申請しているものであること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とし、その内容は、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 林業研修及び資格取得支援事業 林業従事者が講習等を通じて専門的かつ高度な技術の習得、資格の取得、安全意識の向上等を図る事業
- (2) 労働安全装備品及び機械器具整備支援事業 林業従事者の労働環境を安全で衛生的なものに改善するための労働安全装備品又は労働安全機械器具を整備する事業
- (3) 高性能林業機械リース等支援事業 作業の効率化と林業従事者の身体への負担軽減を図り、林業生産活動を向上させるため、性能が著しく高い林業機械の導入促進を図る事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 林業研修及び資格取得支援事業 講習会等の受講料及び教材費並びに検定料に要する費用として市長が別に定めるもの

(2) 労働安全装備品及び機械器具整備支援事業 労働安全装備品又は労働安全機械器具の整備に要する費用として市長が別に定めるもの

(3) 高性能林業機械リース支援事業 市内において森林施業するために要する高性能林業機械のリース又はレンタルに要する費用として市長が別に定めるもの

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費であっても他の制度等により補助金に相当する金銭を受ける見込みがあり、又は既に受けている場合は、当該補助金に係る経費はこの告示による補助金の対象としないものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 林業研修及び資格取得支援事業並びに労働安全装備品及び機械器具整備支援事業 補助対象経費の額の2分の1の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、それぞれ20万円を限度とする。

(2) 高性能林業機械リース等支援事業 施業実施年度に使用する高性能林業機械のそれぞれのリース又はレンタルに要する費用の額をそのリース又はレンタルをした日数で除した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に、その機械の稼働日数を乗じて得た額のそれぞれの3分の1の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の合算額とし、200万円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、林業者育成支援事業補助金交付申請書に、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める書類その他市長が必要があると認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 林業研修及び資格取得支援事業 受講又は受験の申込書の写し

(2) 労働安全装備品及び機械器具整備支援事業 購入しようとする備品等の見積書の写し

(3) 高性能林業機械リース等支援事業 高性能林業機械のリース又はレンタルに係る見積書又は契約書の写し

2 申請者は、補助対象事業の区分ごとに申請し、申請回数は、当該区分につき1年度につき1回とする。

3 第1項の申請書の提出期限は、12月20日までとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは林業者育成支援事業補助金交付決定通知書(以下「交付決定通知書」という。)により、補助金を交付しないことと決定したときは林業者育成支援事業補助金交付申請棄却通知書により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、補助対象事業が完了したときは、速やかに林業者育成支援事業実績報告書に、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める書類その他市長が必要があると認める書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 林業研修及び資格取得支援事業 領収書及び講習等の修了証の写し

(2) 労働安全装備品及び機械器具整備支援事業 領収書の写し及び購入した備品、機械器具等の写真

(3) 高性能林業機械リース等支援事業 領収書の写し、素材生産量及び稼働日数が分かる資料並びに高性能林業機械のリース又はレンタルに係る契約書の写し

2 前項の実績報告書の提出期限は、当該年度内とする。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の決定の内容に適合するときは、補助金の額を確定し、林業者育成支援事業補助金額確定通知書により補助決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、林業者育成支援事業補助金交付請求書に交付決定通知書の写しを添えて、市長に請求しなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 補助対象事業により取得した備品、機械器具等は、5年間、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、市長の承認を得たとき又は交付を受けた補助金の全部に相当する額を市に返還したときは、この限りでない。

(決定の取消し)

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を林業者育成支援事業補助金交付決定取消通知書兼返還命令書により、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(書類の備付け)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等に係る証拠書類及び購入した備品等の保管状況がわかる書類を5年間保存しておかななければならない。

(書類の様式)

第16条 この告示の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (令和7年10月2日告示第247号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の第3条の規定は、この告示の施行の日以後に申請する林業者育成支援事業補助金について適用し、同日前に申請した林業者育成支援事業補助金については、なお従前の例による。